平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町17番21号
債務者　久永　公朝
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
鹿児島県霧島市国分野口西30番25―５―302号　サンパーク国分Ｅ棟
債務者　宮元　真也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県霧島市国分野口西28番47号　ガーデンヒルズ野口Ａ棟203号室
債務者　森重健太郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県霧島市国分野口西28番47号　ガーデンヒルズ野口Ａ棟203号室
債務者　森重まなみ（旧姓勢）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
盛岡市向中野４丁目25番５号　ゆーとぴあＢ102号
債務者　高橋　真二
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２号
栃木県芳賀郡益子町上大羽1212番地
債務者　谷中　　正
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県宍粟市波賀町安賀234番地３、住民票上の住所兵庫県宍粟市波賀町安賀230番地
債務者　井口　正男
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県宍粟市波賀町安賀234番地３、住民票上の住所兵庫県宍粟市波賀町安賀230番地
債務者　井口　明子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第６６号
兵庫県揖保郡太子町福地142番地４
債務者　島津　康暢
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１５号
佐賀県唐津市八幡町638番地39
債務者　髙嵜真由美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９号
大分県臼杵市野津町大字藤小野2178番地
債務者　野中貴代美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
熊本県菊池郡大津町大字室28番地１、前住所兵庫県神戸市兵庫区水木通４丁目２番９―302号
債務者　中村　吉宏
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
熊本市東区山ノ神２丁目７番20号　コーポ八丁山２、前住所熊本市南区良町５丁目19番46―202号　プライムハウス
債務者　前田　慎悟
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
熊本市東区月出６丁目５番21号
債務者　田丸将太郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９４１号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ41―109号
債務者　新城　智文
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５２号
大阪市中央区安堂寺町２丁目６番11―1103号
債務者　渡邉　教子（旧姓清家）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６０号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅９―608号
債務者　山内　知佐（旧姓大利）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００５号
大阪市生野区中川４丁目９番４号
債務者　金子貴珍こと　金　　貴珍
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部